

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第5回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、ご遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2015年4月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

競争法改正の動向

豪州の競争法・政策の見直しを行っている連邦政府の諮問委員会（Harper Review Panel）は、2014年9月22日の報告書ドラフトに続き2015年3月31日に56項目の提言からなる最終報告書を発表しました。

最終報告書の内容のうち、重要なものは以下のとおりです。

1. 競争法における「市場支配力の濫用」のこれまでの要件である「（1）市場支配力を有する企業が、（2）競業者を排除又は妨害する目的を持って、（3）市場支配力を利用すること」について、上記の（2）および（3）の要件を不要とし、代わりに「競争を実質的に制限する目的又は効果を有する行為を行うこと」を新たな要件とする。
2. 現行の競争法は豪州国内で行われた行為のみを処罰対象としているが、諮問委員会は、豪州国外で行われた行為であっても、当該行為が豪州国内の取引または豪州と外国との間の取引に関係するものである限り、処罰対象とする。
3. 現在銀行業だけに適用されている「価格情報の開示」を禁じる規定を廃止し、代わりに、競争を実質的に制限する目的又は効果を有する競業者間の「協調行動」を禁止する規定を導入し、これを銀行業のみならずすべての業界に適用する。

「当事務所の特長」ビデオ



iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の
ソーシャルメディア公式アカウント



4. 現行の競争法では、競争法違反の可能性がある買収を行う場合、オーストラリア競争消費者委員会（ACCC）及びオーストラリア競争審判所（ACT）のいずれに対しても買収許可申請を行うことができるようになっているが、ACT に対して直接買収許可申請を行うことを禁止し、ACCC を買収許可申請に関する一次審査機関とし、ACT を ACCC の決定に対する不服申立ての審査機関とする。

連邦政府は諮問委員会の提言を受けて競争法の改正を検討しています。今後は改正の動向に注意するとともに、改正された場合の対応についての検討が必要です。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

その他の注目のトピック

環境規制に対する国家的見直し

2015 年 3 月 19 日、豪州の環境規制に対する国家的見直しに関する中間報告書が公表されました。これによれば、豪州の環境規制に関する既存の取り組みに対し、4つの戦略的改革が提言されています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

銀行保証に関する注意点

銀行による保証は、売買契約における現金預託、またはリース契約における保証証券の代わりに、手軽に利用されています。しかし、銀行による保証により利益を受ける側も保証を付与する側も、銀行による保証に関するリスクについて理解しておく必要があります。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

開発プロジェクト申請の際のポイント

開発プロジェクトの申請には、どのような点に気をつけたらよいでしょうか。スムーズな申請のために必要なポイントにつき解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

クイーンズランド州の新たな立法計画

近時、クイーンズランド州議会は 5 つの法案を提出し、広範囲な立法計画に着手する旨を明らかにしました。その内容としては、雇用創出および政治献金に関する報告義務等が主な柱となっています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

職場での薬物及びアルコール検査

安全が重要視される職場では、薬物及びアルコール検査が実施されることがあります。近時、フェアワーク委員会は、薬物検査の結果陽性となった従業員の解雇が不当解雇にあたるかが争われた事案で、たとえ薬物摂取が就業時間外に行われたもので、就業時には薬物による影響がなかった場合であっても、不当解雇にはあたらないと判断しました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

最近の出版物

1. オーストラリアにおけるビジネス展開（2014年度版）

オーストラリア貿易促進庁（Austrade）のサポートを受けて弊所が作成した、2013年12月時点におけるオーストラリアのビジネス環境および法律に関する一般的な情報を提供する冊子です。[弊所のウェブサイト](#)から無料でダウンロードすることができます。

2. オーストラリア会社法概説（信山社 2014年8月）

日系企業の投資・事業活動の根幹として理解が必要となるオーストラリア会社法の内容を網羅し、日本法との比較も随所に織り込んでいます。豪州ビジネスに関わる日本人の皆様のお役に立てるよう、実務的な面もカバーしています。

3. 「オーストラリアの投資規制の概況」

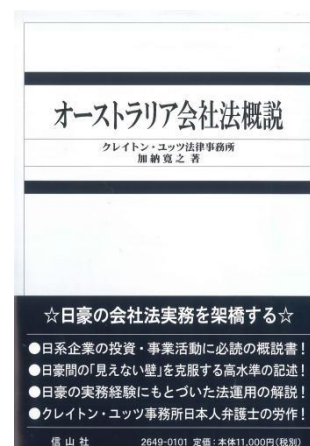
「豪州労働法制の現状と政権交代の影響」

「オーストラリアの環境法制の枠組みと最近の動向」

（ジュリスト 2014年4月号～6月号）

日本の法律雑誌として最も定評のある有斐閣出版の月刊ジュリストに掲載された連載記事。第一回では、日本から豪州に進出する際の第一の関門となるオーストラリアの投資規制の概要とその近況について紹介しています。第二回では、オーストラリアの労働関係規制と最近の動向について、その中核をなすフェアワーク法という連邦法に触れつつ紹介しています。第三回では、オーストラリアの複雑かつ厳格な環境法制の枠組みと最近の動向について紹介しています。

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之
直通電話：07-3292-7262
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
直通電話：07-3292-7571
メール：syamura@claytonutz.com



ロイヤー 鈴木正俊
直通電話：07-3292-7044
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 八郷智之
直通電話：02-9353-5722
メール：thachigo@claytonutz.com



ロークラーク 末永麻衣
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7019
メール：
msuenaga@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
木内理恵子
直通電話：07-3292-7599
メール：rkiuchi@claytonutz.com

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。